

ID: 73

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	受給資格の認定
例規名 根拠条項	東大和市難病患者福祉手当条例 第4条
例規番号	昭和55年条例第9号
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当は、東大和市の区域内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「難病患者」という。)に対し支給する。ただし、当該難病患者が20歳未満であるときは、その者を保護している者に支給する。</p> <p>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病医療法」という。)第5条第1項に規定する指定難病にり患していることにより、同項に規定する特定医療費の支給の対象となつている者</p> <p>(2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「東京都難病患者医療費助成規則」という。)別表第1疾病名の欄に掲げる疾病にり患していることにより、東京都難病患者医療費助成規則による助成(これに相当する道府県の助成を含む。)の対象となつている者</p> <p>(3) 難病医療法第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者医療費助成規則別表第1疾病名の欄に掲げる疾病にり患していることにより、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給の対象となつている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該難病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は、支給しない。</p> <p>(1) 第4条に規定する申請を行つた時の年齢が65歳以上であるとき。ただし、規則で定める場合を除く。</p> <p>(2) その者(20歳未満の難病患者を除く。)の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(3) その者を保護している者が、東大和市心身障害児福祉手当支給条例(昭和44年条例第6号)の規定により、その者に係る心身障害児福祉手当の支給を受けているとき。</p> <p>(4) 東大和市心身障害者福祉手当条例(昭和49年条例第33号)の規定により、心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。</p> <p>(5) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>3 前項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	東大和市心身障害者福祉手当条例 第4条		
例規番号	昭和49年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当は、東大和市の区域内に住所を有する20歳以上の者であつて、心身に別表に定める程度の障害を有する者(以下「障害者」という。)に支給する。ただし、障害者となつた年齢が65歳以上の者及び障害者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかつたもの(規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。)には、支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>(1) 前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(2) その者の東大和市児童育成手当条例(昭和46年条例第25号)に定める保護者がその者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。</p> <p>(3) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 手当の支給要件に該当する者が手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	東大和市心身障害児福祉手当支給条例 第5条		
例規番号	昭和44年条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 手当は、障害児の保護者(親権を行う者、後見人及び障害児を保護している者をいう。以下同じ。)が、東大和市の区域内に居住しているときに支給する。ただし、障害児が規則で定める施設に入所しているときは、支給しない。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、交付申請書を市長に提出し、認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日